

令和 5年 9月 19日

兵庫県知事 齋藤元彦様

主たる事務所の所在地

兵庫県三木市別所町高木894番地1

医療法人名

医療法人社団 真晴会

理事長 木村真英

(連絡先電話番号) 0794-83-1203

090-7483-9719

決算届

令和4年度の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出します。

(添付書類)

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

(注)

- 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
- 2 提出は会計年度終了後3月以内である。
- 3 貸借対照表の純資産額に変更があった場合は、会計年度終了後2ヶ月以内に登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）別表の資産の総額）の変更の登記が必要である。
- 4 正副2部（病院・介護老人保健施設を運営する法人、神戸、姫路市、尼崎市、西宮市に法人事務所のある法人は正副2部と受理機関の控えの計3部必要）



事 業 報 告 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 真 晴 会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 兵庫県三木市別所町高木894番地1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成30年 3月 5日

(4) 設立登記年月日 平成30年 4月 23日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	木村 真英	
理事	木村 英訓	木村歯科クリニック管理者
〃	木村 晴美	
〃	木村 綾乃	
監事	中森 桃子	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。
 (医療法第47条第1項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院			一般病床 療養病床 [医療保険 [介護保険 精神病床 感染症病床 結核病床
診療所	木村歯科クリニック	兵庫県三木市別所町高木894番地1	一般病床 療養病床 [医療保険 [介護保険
介護老人保健施設			入所定員 通所定員

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれについて内訳を【　】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

会議名

議決又は同意事項

- | | | |
|--------------|-----------|---------------------|
| 令和 4年 8月 22日 | 第6回定時社員総会 | 第5期決算の決定、理事・代表理事の変更 |
| 令和 5年 5月 15日 | 第7回定時社員総会 | 令和4年度事業計画及び予算の決定 |

様式10-2

法人名	医療法人社団 真晴会	※医療法人整理番号	□	□	□	□
所在地	兵庫県三木市別所町高木894番地1					

財 産 目 錄
(令和5年6月30日 現在)

1. 資 産 領	97,743 千円
2. 負 債 領	42,416 千円
3. 純 資 産 領	55,327 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	59,531
B 固定資産	38,212
C 資産合計	(A+B) 97,743
D 負債合計	42,416
E 純資産	(C-D) 55,327

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

兵庫県三木市別所町高木894番地1

医療法人社団 真 晴 会

理事長 木 村 真 英

法人名 医療法人社団 真晴会

※医療法人整理番号 □□□□

所在地 兵庫県三木市別所町高木894番地1

貸 借 対 照 表
(令和5年6月30日 現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	59,531	I 流動負債	13,009
II 固定資産	38,212	II 固定負債	29,407
1 有形固定資産	21,585	負債合計	42,416
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	16,627	科目	金額
		I 資本剰余金	10,000
		II 利益剰余金	45,327
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	45,327
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基本金	0
		純資産合計	55,327
資産合計	97,743	負債・純資産合計	97,743

法人名 医療法人社団 真晴会
所在地 兵庫県三木市別所町高木894番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	152,059
2 事 業 費 用	144,287
本来業務事業利益	7,772
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 利 益	7,772
II 事 業 外 収 益	4,246
III 事 業 外 費 用	218
經 常 利 益	11,800
IV 特 別 利 益	1,306
V 特 別 損 失	0
稅 引 前 当 期 純 利 益	13,106
法 人 稅 等	2,813
當 期 純 損 失	10,293

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 真 晴 会
理事長 木 村 真 英 様

私は、医療法人社団 真晴会の令和4年会計年度(令和4年7月1日から令和5年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月22日

医療法人社団 真 晴 会

監事 中森桃子

様式11-7

法人名 医療法人社団 真晴会
 所在地 兵庫県三木市別所町高木894番地の1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
「該当なし」									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
「該当なし」							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注)
- 1 関係事業者ごとに記載すること。
2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者の中該当する関係を記載する。
近親者である場合には縦柄を記載する。
 - 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。